

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（第4回）

議事録

日時：令和3年2月26日（金）16：02～16：45

場所：WEB会議

○環境省（小高）

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第4回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチームを開催いたします。

事務局を務めます環境省の小高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が引き続き発令中のため、本日は座長も含め、事務局も含め、ウェブ参加という形にしております。

本日の会議の様子につきましては、会議終了後にYouTubeチャンネルにて公開を行うことを予定しております。各委員の皆様におかれましては、後ほど動画を閲覧される方に分かりやすいように、御質問や御意見を述べる際に、大変お手数ではございますけれども、御所属とお名前をその都度おっしゃっていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

次に、お手元の配付資料一覧に沿って、資料の確認を行います。

配付資料につきましては、議事次第の後ろに一覧を載せておりますけれども、今回は資料1～3までの資料となっております。

委員の皆様には、事前に事務局から電子媒体を送付させていただいておりますけれども、動画公開の際には、閲覧者の皆様におかれては、環境省の報道発表に掲載のリンク先から、本日の会議資料の掲載ページに飛ぶことができますので、御参照ください。

よろしければ、この後の議事進行につきましては、西村座長にお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

○西村座長

皆さん、お忙しいところ、ありがとうございます。

本日はウェブ会議でワーキングチームの会議を始めたいと思います。途中で猫が乱入するかもしれませんが、御容赦くださいませ。

まず、本日の議事に入る前に、前回のワーキングチームで委員から指摘がありまして、座長一任とさせていただいた事項について、「愛玩動物看護師の養成に必要な科目及び到達目標の修正点について」、御報告いたします。主な変更点について、事務局から説明をお願いいたします。

○環境省（小高）

ありがとうございます。環境省の小高でございます。

それでは、資料1について、御覧をいただければと思います。資料1は、前回のワーキングチームにおいて、履修すべき科目、到達目標について、委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ修正した報告書へのインプット案になります。修正点は赤字で記載しておりますけれども、主な点について、簡単に御報告いたします。

資料1でところどころ赤字は出てきますけれども、技術的な修正も多いので、まず最初のポイントとしては7ページになります。7ページの比較動物学のところになります。7ページの比較動物学の概要のところに「展示動物の個体群管理」という表記のところが赤字になっており、また、めくった8ページの5番のところの2)の箇所には、「個体群管理、行動管理」というような修正を施しております。

こちらについては、事前の資料送付の際にも御確認くださいということを付言したところでございますけれども、御意見等あれば、よろしくをお願いします。

あとは、ページでいいますと、25ページに飛びます。25ページには、動物生活環境学についての箇所が多く、赤字、見え消し等入っておりますけれども、こちらについて、修正点についてちょっと補足をいたします。

まず、概要のところですが、動物介在教育施設「整備・管理運営」という言葉がございました。「整備・管理運営」という言葉は幾つかその後も出てくるんですが、その「管理運営」という言葉について御意見を頂いたところでございましたので、ここで書いていた趣旨が施設の整備という部分のハード的側面、そしてその施設において動物取扱業を行っていくときの管理、いわばソフト的な側面、この両者を学ぶ必要があるんじゃないかという観点で記載をしておったところなので、その点が明確になるように、誤解がないように、「整備・管理」というような言葉に統一をしております。

同じく概要のところに出てきます、もともとは「リスクアセスメント」という言葉がありましたけれども、ちょっとその「リスクアセスメント」という言葉が、多分この動物分野においてはそれほど一般的ではないワードかとも思いますので、ここを分かりやすく表現して、「ペットの事故やケガ等のリスクを除去・軽減するための方法」ということで、意味を書き下したような記述にしております。

そのところ、もう一つマナーの前に「飼育マナー」というふうに、「飼育」という言葉が付いています。これは後ほど出てくるマナーにも「飼育マナー」というふうに付けておりますので、ここは意味が明確になるように表現の適正化を図ったところでございます。

次に、到達目標に移りますけれども、到達目標の2番のもともとの4)番、「ペットを活用した観光地の振興計画について理解する」というところで、「観光地の振興計画」という部分を到達目標に入れるというのは、やや書き過ぎではないかというような、そういった御意見もありましたので、ここは内容としては、一部、5)番の方に統合した形で、「ペット関連のイベント活動の企画運営や地域振興について理解する」というような形で表現を丸めてみました。

26ページに行きますけれども、26ページの同じ動物生活環境学のところの4番、ペットの教育・訓練施設というところがございます。ここは、もともとの2)番と3)番を削除した上で、1)番に統合したというような修正になります。

5番はよくて、6番。6番の「ペットのリスクアセスメント」は丸々削除した上で、3)にあったペット保険の話は、新しい6番の5)として移動をしております。「リスクへの対応」という部分は、次の6番のところのタイトルのところに、一つ、ポツとして足して、「ペット飼育のマナー・事故やケガ等へのリスクへの対応」というような表現にしております。

最後に、6番の4)のところでございますけれども、「犬・猫・愛玩鳥・ウサギなどの動物」というような表記でございましたけれども、ここは、今回の法律の対象は愛玩動物ということになりますので、「愛玩動物の種類別に必要とされている飼育マナーについて理解する」という表記に適正化を図りました。

科目と到達目標の主な修正点についての御説明は以上になります。

○西村座長

ありがとうございました。

ワーキングチームでは、非常に活発な御意見を頂きまして、私が今まで参加していた会議では、なかなかこんなに活発に御意見を頂けるというのはありませんでした。最終的に、形を作ることができました。本当にありがとうございます。

なお、愛玩動物看護師法につきましては、参議院の環境委員会での審議における附帯事項において、「本法律の施行後五年を目途として、本法律の施行の状況のほか、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所要の措置を講ずること」という記載がございます。カリキュラムの内容につきましても、今回決めたことでスタートを切った後に、必要に応じて、状況に応じて、見直しの検討というのがなされるのではないかというふうに期待しております。今、はっきり言い切れるというわけではないんですが、そうなるであろうというふうに期待しております。その点も勘案しまして、これでスタートということにさせていただければと思います。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。本日の主な議事は、ワーキングチームとしての報告書の案です。第1回から3回までの委員会、委員の皆様にご議論いただきました内容について、事務局において取りまとめ案を作成しました。ワーキングチームの各回において、既に御了承いただいた内容でありますので、新たに御審議いただくものではありませんけれども、報告書の形として取りまとめを行うに当たり、御意見を頂きたいと思います。

それでは、資料2及び資料3について、事務局から御説明お願いいたします。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

まず、資料2について御覧ください。今回、ワーキングチームとして取りまとめる報告書（案）についての概要になります。

資料2では、ワーキングチーム報告書（案）についてということで、これまで、ワーキングチームの検討事項として設置要綱に書かれていた検討項目について御意見を頂いてきたところでございます。

検討項目としては1番～5番までございまして、1番と2番は、先ほど御説明した科目と到達目標。そして、3番については、前回御説明をさせていただきましたけれども、附則第2条の受験資格の特例に関わる知識及び技能について。4番については、講習会の内容。5番については、国家試験及び予備試験についてということでございます。

この骨子に基づいて、事務局の方で、資料3にありますとおり、ワーキングチームの報告書（案）をまとめさせていただきました。

これまでのワーキングチームで御意見を頂いたときに、こういった考えでいかがかというようにお尋ね形式で、いろいろな論点について御議論を頂いたところでございますけれども、御了承いただいた部分については、そういった考えの下、少し書きぶり、表現を変えながら、報告書として取りまとめを作ったところでございます。

資料3の2ページ目から始まる部分については、これまで多くの時間を割いて御意見を頂いた、履修すべき科目と到達目標になります。この点については、既に前回、前々回と、十分にお目通しいただいているかと思しますので、詳細な説明は割愛させていただきたいと思っております。

次に、ページ数でいきますと、33ページまで飛びます。33ページには、3番として、愛玩動物看護師法附則第2条第1号の主務大臣が指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能というふうでございます。

附則の2条の1号のイ、ロに主務大臣が指定する科目というものがございまして、同じ2条の1号のハとニで養成所で修得すべき知識及び技能ということで、以下のように定めたいというふうにまとめました。

1番につきましては、結論としては、認定コアカリの内容を履修しているということを基準としてはどうかということで書いております。

2番については、この認定コアカリに基づいた教育は、平成31年度以降開始しているということなので、それ以前に機構が策定した認定動物看護師の新コアカリキュラム新旧対応表を参考に個別に評価するということにしたいと思っております。個別評価の結果、基本的には認定コアカリと同等以上の教育を実施していたと判断した年度以降に入学した方を、既卒者・在学者として判断することとするというふうにしております。

3番につきましては、こうした附則2条の取扱いですけれども、これまでの教育の多様性を尊重する観点から、個々の科目ごとの単位数や時間数は定めないこととします。大学については、単位数の下限というものを設けないことにいたしますけれども、養成所については、認定コアカリと同等以上というところが担保できるようにするために、動物看護に

関わる教育の全体の時間数の下限を1,650時間というふうに定めたいと考えております。

35ページに、これは参考までですけれども、受験資格の特例（既卒者・在学者）の認定動物看護師の新コアカリキュラム新旧対応表等の表を付けておりますので、御参照ください。

次に、37ページの4番の講習会については、農林水産省の方からよろしくお願いします。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元です。

37ページを御覧ください。愛玩動物看護師法附則第2条第1号及び同法附則第3条第2項の主務大臣が指定する講習会についてのとりまとめ（案）について、御説明します。

1番の講習会の内容についてですが、いわゆる既卒者・在学者の講習会では、既卒者・在学者に特に不足していると思われる知識・技能を補填するものとしたします。

次に、いわゆる現任者の講習会では、さらに現任者が予備試験を受験するに当たり、備えるべき知識を講習の対象に加えることで、知識の水準の均一化を図るものとしたします。

また、オンラインで実施可能な内容とし、実習を行う場合は、受講者による実技の試行は必須とせず、動画の視聴等により手技の手順を修得することも可能としたします。

あと、2番の講習会の時間数につきましては、30時間を目安としたします。

3番の講習会の実施方法につきましては、運用されている他資格の現任者講習会を参考に、主務省が実施主体を指定いたします。

4番の講習会の構成例については、既卒者・在学者の講習会は、そこに書いておりますとおり、①番から⑤番までを含む内容としたします。

注釈にありますとおり、認定動物看護師取得者については、⑤の業務の実践を講習内容から除外するというふうにいたします。

ページをおめくりください。現任者の講習会は、次の①から⑥の項目を含む講習としたします。

なお、修学歴がある認定動物看護師取得者については、⑤の業務の実践に必要な理論と⑥の業務の実践、これを講習の内容から除外いたします。また、修学歴がない認定動物看護師取得者につきましては、⑥の業務の実践を講習内容から除外いたします。

ページをおめくりください。愛玩動物看護師国家試験及び予備試験のとりまとめ（案）について、御説明いたします。

一番上の出題範囲は、大学及び養成所において履修すべき科目から実習科目を除いたものとし、予備試験も同様としたします。

出題方式はマークシート式の筆記試験とし、予備試験も同様としたします。

問題の性質は、必須問題、一般問題、実地問題の試験区分で構成いたします。予備試験につきましては、必須問題と実地問題で構成いたします。

試験日数は1日間とし、予備試験は半日程度としたします。

問題数は、全問題数200～240問を目安とし、うち、必須問題は50問程度、実地問題は全体

の25%程度といたします。なお、予備試験は、全体で国家試験の半数程度といたします。

合格基準は、必須問題の正答率で70%以上、その他の問題の正答率で60%以上といたします。予備試験は、全体正答率で60%以上といたします。

最後に、配点は1問1点とし、予備試験も同様といたします。

ワーキングチームの報告書（案）の御説明は以上となります。

○西村座長

ただいま、事務局から説明がありました内容につきまして、何か御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○事務局（東）

事務局です。青木先生から、手が挙がっております。

○西村座長

青木委員、どうぞ。

○青木委員

大阪ペピイ動物看護専門学校の青木と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどの説明にありました、33ページの2番のところですが、**「認定コアカリに基づいた教育は、平成31年度以降」**というところですが、その3行目、後ろの部分、**「個別評価の結果」**という言葉があるんですが、こちら、確認なんですけれども、35ページにあるような形で、自動的に読替え措置のようなものが取れるというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

○西村座長

事務局、小高さん、お願いします。

○環境省（小高）

環境省の小高です。御質問ありがとうございました。

35ページに受験資格の特例の表がありますが、正直、この附則2条のところは、一律のハードルとしてシンプルにするか、そうじゃなくて、やっぱりいろんな、特に養成所に該当する専修学校さんとかはいろんな教育というか、科目名だったり、これまでの経過があると思うので、その多様性を踏まえて個別評価していくかという、その2つのやり方、どちらにするかという大きな論点があったところなんですけれども、それについては後者である個別評価としていくことにしております。

その上で、機械的かどうかというところは、当然、この表に合致するような形で学則上カ

リキュラムがもう定められていれば、そこは審査上ごくシンプルで、当然、指定に該当し得ると思うんですけども、そうではなくて、ちょっと微妙にここだけ科目名が少し違うとか、多分本当にいろんな状況が、遡っていくと、全国的に見ていくとあると思うので、そこは余り杓子定規に白黒というよりも、そのカリキュラムを見させていただいて、個別にやっていくと。当然、この読替え表だけで100%きれいに色分けできるとは思ってはいないので、そこはちょっと丁寧に見させていただきたいというのが、この33ページの2番の趣旨になります。

以上です。

○西村座長

よろしいでしょうか。青木委員、よろしいでしょうか。

○青木委員

そうすると、学校個別で審査をするというふうな認識でよろしいですか。

○西村座長

環境省、どうでしょう。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

そうですね。附則2条の養成所の指定の指定事務自体は、都道府県に事務が落ちているんですけども、実際に、各学校さんは都道府県に、御相談に伺うことになるかと思うんですけども、実際、ちょっと自治体がそういう微妙な審査の判断をしていくというのは非常に、これまでの経過もあるので、難しい部分も多分あるかと思うので、そこはこの愛玩動物看護師法の施行の経過も踏まえて、農水省と環境省から自治体に対して、審査をしていく上での必要な助言をしていきたいなと思っておりますので、そこは自治体とも連携しながら、事務を遂行していきたいと思っております。

○西村座長

これでよろしいですか。

○青木委員

ありがとうございます。

最後にもう一点だけですが、審査をする場合に必要となるエビデンスなど、何か、今お考えがあれば、教えていただきたいと思います。

○西村座長

環境省、お願いします。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

エビデンスの部分は、今詳細にちょっと全てお答えすることはできないんですけども、今後、運用を決めていく際に決めますけれども、カリキュラムの履修内容がこの附則2条の要件に定めるものに合致するかどうかというのは審査のポイントになってくることは確実なので、そうすると、例えば、各学校さんが学事課に提出している学則、カリキュラムが記載された学則のようなものだったら、エビデンスとしては一つあり得るかなというふうに思います。

また、カリキュラムも多分その年度ごとにいろんな編成を遂げている状況なのかなと思うので、その点については、各年度ごとに、カリキュラムのその変更を伴ったごとに、カリキュラムの状況がどうだったのかというところは御準備を頂くことになるのかなというふうに思っております。

以上です。

○西村座長

ありがとうございます。よろしいですか。

では、次は本田委員、お願いします。

○本田委員

ヤマザキ動物看護専門職短期大学の本田と申します。いつもお世話さまです。

私の方は、先ほどの中元様より御説明がありました講習会の時間数について、マックスが30時間という理解でよろしいでしょうか。そうしますと、ミニマムは何時間。この辺は、何時間受けるかというのが30時間であったり、半分ぐらいであったりというところだと思いますが、少し、時間的な配分、受験される方の区分別で簡単に御説明いただけますでしょうか。

以上です。

○西村座長

農水省の方、お願いします。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元でございます。

講習会の個別の時間数については、第3回ワーキングチームで、例としてお示ししております。既卒者・在学者の講習会が26時間、現任者の講習会が30時間ということで、一応、こ

れぐらいになるのではないかというふうにお示しております。詳細はこれから講習の中身について、主務省の方で整理していく必要があるので、報告書では目安とさせていただいてありますが、第3回ワーキングチームで示したお時間で基本的に整理をしていこうと考えてございますので、その御理解で大丈夫です。

○本田委員

ありがとうございます。

以上です。

○西村座長

ありがとうございます。ほかにございますか。

東海林委員、お願いします。マイク、オンでお願いします。

○東海林委員

失礼しました。日本愛玩動物協会の東海林です。

試験について、質問させていただきたいと思います。総出題数というのは、報告書の案として記載されていますけれども、各科目ごとに何問ずつ出すのかといったような、そういった目安というのは一切示さないというような理解でよろしいでしょうか。

○西村座長

これは農水の方からでしょうか。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元でございます。

各科目ごとの出題数についてどうするかというのは、この検討会で議論はさせていただいておりませんが、基本的に出題数については、各国家試験によって、公表されていたり、公表されていなかったりいたします。国家試験の出題内容は、通常、出題基準というもので規定をするのですが、科目ごとの出題割合を示している国家試験もあれば、例えば獣医師国家試験など特に示していないものもあります。そういったケースがございますので、出題基準の検討の中で、そういったものを示すべきだということになれば、示されるものというふうに考えてございます。

○東海林委員

その出題基準の検討というのは、どの場で行われる予定になっていましたでしょうか。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元でございます。

出題基準につきましては、第2回ワーキングチームで御説明を申し上げたと思うのですが、基本的には試験を実施する主体が作成をすることになってございます。

愛玩動物看護師法の場合は、指定試験機関が試験事務を行いますので、通常は、指定試験機関が出題基準を定めて、それに基づいて、試験委員に作問をさせるということになるかと思います。

○東海林委員

了解しました。ありがとうございます。

○西村座長

出題数については、一応、必須問題が50ぐらいで、実地問題が4分の1ぐらいということで、残りが一般問題ということになりますから、問題数はそれでほぼ分かるんじゃないかなと思います。

次は、石岡委員、お願いします。

○石岡委員

日本獣医生命科学大学の石岡です。聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○西村座長

聞こえます。

○石岡委員

参考までですが、認定動物看護師の一般問題では実際の学習時間にほぼ近い出題配分となっています。ただし、実地問題においてはそれに適した科目とそうでない科目があるので、調整も必要と思います。

先ほどの質疑は、第1回ワーキングチームで「出題基準は指定試験期間が策定」とありましたので、具体的には機構が進めるということになるのかと解釈しています。

もう一点、今回新しく適正飼養に関する科目がたくさん加わりました。実際に国家試験が始まったとき、既卒者や現任者はその部分を過去に学んでいないわけで、正答するためには講習会の受講が重要ということになります。つまり、講習会内容が出題内容をカバーしていないと合格しようが無いわけで、そのあたりの連携を意識して進めていくことが重要だと思います。

以上です。

○西村座長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。石岡先生、まだ手が挙がっていますけれども、まだ何かありますか。大丈夫ですか。ほかは大丈夫でしょうか。ありがとうございました。

これまでワーキングチームでもんでいただいたところなので、確認というようなところになるかなと思います。大方この御理解いただいたということで、本日取りまとめたワーキングチームとしての報告書は、3月に予定されております第5回の検討会で取りまとめるべく、検討会全体の報告書に組み入れさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

次に、議事、その他について、事務局で何かありましたら、よろしくお願いいたします。

○環境省（小高）

環境省の小高でございますけれども、今回、事務局からは特段ございません。

以上です。

○西村座長

若干短いですが、本日の議事は以上になりますけれども、全体を通して、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

東海林委員。

○東海林委員

日本愛玩動物協会の東海林です。

3月22日の検討会で御質問しようかと思ったんですけれども、この報告書が最終的にまとまった後のタイムスケジュールといいますか、報告書を何らかの形で農水省さん、環境省さんの告示なのか省令なのか分からないですけれども、いろんな形で、あるいは通達ですとか、その辺のおおよそのスケジュールというのが、現段階で分かる範囲内で教えていただければと思います。

○西村座長

環境省、お願いします。

○環境省（小高）

環境省の小高です。

今回の報告書については、3月22日の最後を予定としている親検討会で御議論、御報告させていただいて、それで取りまとめるという形でございますけれども、そこでもし、御意見を頂いて、ちょっと微調整しながらということ踏まえると、年度末ですね、正式な公表を目指すというのが現実的なスケジュールかなと思っております。

その上で報告書が出るとなると、今回の履修科目とか到達目標というものも正式に公表されていくわけですが、実際のその要件は、じゃ、どうなるかという部分とかになると、じゃ、いつが正式かというところ、農水省令・環境省令で定める、告示で定めるということが正式な世の中へのお知らせになります。

省令と告示については、当然、作業としては、粛々とこの報告書の公表に向けて、同時並行で作業を進めていくわけですが、一方で、愛玩動物の範囲を決める政令というものの、これは親検討会の方で御議論をしたものですが、犬、猫と愛玩鳥というのが予定されていて、これを定める政令の作業も同時に存在します。そういったものを同時並行で進めていって、いつかというところはちょっと確約されたスケジュールはないんですが、夏頃までには少なくとも政令及び省令、告示というものが公布されるように、農水省、環境省としては作業の努力をしていくということになるかなというふうに思っております。

ただ、一方で、自治体なんか、指定事務とかに関わる自治体等においては、もう既に両省から必要な情報を提示したり、環境省においては、ちょうど先日、自治体向けの、毎年恒例といえますが、動愛法関係の説明をする機会があったので、そのときにも、具体的にこういう法律の概要があって、事務があってというのは説明はしたところですので、各学校さんが相談に行く際に、受皿としてのアンテナを立たせるという準備も同時進行で進めていきたいと思っております。

以上です。

○東海林委員

ありがとうございます。

御質問したのは、例えば来年の4月から、もう新しいこの到達目標といえますか、科目に従って授業を始めるという準備をしている学校さんもあるやに聞いています。そうなりますと、例えば、教科書の改訂にしても、新しく作るにしても、この秋から冬には、10月から12月には、もう印刷原稿が出来上がらないと、もう間に合わないというような状況になるような形ですので、少なくとも執筆作業というのがあるわけなんですけれども、その関係でいろいろ聞いた次第です。大体分かりましたので、ありがとうございました。

○西村座長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。じゃ、どうもありがとうございました。

このワーキングチームでは、先ほどお願い申し上げましたように、非常に活発に御意見いただきまして、スタートを切ることができたというふうに思います。

あまり知らなかったんですが、環境省のホームページに、実はQ&A集というのがちゃんともう開設されておりまして、この法律に関するいろいろな質問事項というのが少しずつ集まりつつあります。今日、見たのですが知りたいことが大分書いてあるなというふう

に思いました。これからまた、このQ&A集を充実させていくということのようなので、委員の皆様にはまた少しお手伝いいただくことになるかもしれませんので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○農林水産省（郷）

農林水産省の郷です。

皆様、長時間の御議論、ありがとうございました。

11月から開始しました本ワーキンググループも本日が最終回となりました。短期間に、かつ年末年始の御多忙の折にもかかわらず、委員の方々には多くの御意見を頂きました。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、年始以降はオンラインでの開催となりました。そのような中、非常に御活発に御議論いただきまして、実のある議論ができたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。おかげさまで、ワーキングチームに託された検討事項については、予定しておりました期限内に取りまとめていただきまして、親委員会に報告することができるという段取りとなりました。本日までの御検討、誠にありがとうございました。両省を代表いたしまして、御挨拶させていただきます。

○環境省（小高）

事務局の環境省、小高でございます。

最後に事務連絡ですけれども、今後の親検討会のスケジュールについては、第5回検討会が3月22日月曜日に予定しております。予定上は最終の検討会になります。

本ワーキングチームの西村座長、東海林委員、水越委員におかれましては、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、対面になるのか、オンラインを取り入れた形になるかという、会議の開催形式については、引き続き、ちょっと事務局で検討させていただいて、おって、御連絡をさせていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日のワーキングチームは閉会いたしたいと思います。皆様、ありがとうございました。

以上